

魚津市宮霊園(宮津霊園)墓地募集要項

1. 申込（申請）期間 随時募集 受付時間 9：00～17：00 ※土・日・祝日は除きます。

申込・問合せ先 都市計画課 業務公園係 電話：0765-23-1030

2. 募集する墓地

番号	使用区域	面積	幅・奥行(m)	墓地(永代)使用料	管理料
①	第1区画第8号地	3.24 m ²	幅 1.80× 奥行 1.80	81,000 円	1,520円
②	第1区画第19号地	2.70 m ²	幅 1.50× 奥行 1.80	67,500 円	1,140円
③	第1区画第21号地	3.15 m ²	幅 1.80× 奥行 1.75	78,750 円	1,520円
④	第1区画第30号地	3.06 m ²	幅 1.70× 奥行 1.80	76,500 円	1,520 円
⑤	第1区画第37号地	3.24 m ²	幅 1.80× 奥行 1.80	81,000 円	1,520 円
⑥	第1区画第63号地	2.40 m ²	幅 1.50× 奥行 1.60	60,000 円	1,140 円
⑦	第2区画第76号地	2.70 m ²	幅 1.50× 奥行 1.80	67,000 円	1,140 円
⑧	第3区画第31号地	3.24 m ²	幅 1.80× 奥行 1.80	81,000 円	1,520 円
⑨	第3区画第33号地	5.70m ²	幅 3.80× 奥行 1.50	142,500円	2,280 円
⑩	第3区画第100号地	4.41 m ²	幅 2.10× 奥行 2.10	110,250 円	1,900 円
⑪	第4区画第25号地	2.25 m ²	幅 1.25× 奥行 1.80	56,250 円	1,140 円
⑫	第5区画第83号地	6.48 m ²	幅 1.80× 奥行 3.60	162,000 円	2,660 円
⑬	第6区画第39号地	2.81 m ²	幅 1.70× 奥行 1.65	70,250 円	1,140 円
⑭	第7区画第29号地	3.15 m ²	幅 1.80× 奥行 1.75	78,750 円	1,520 円
⑮	第7区画第56号地	3.23 m ²	幅 1.70× 奥行 1.90	80,750 円	1,520 円
⑯	第8区画第48号地	6.48 m ²	幅 1.80× 奥行 3.60	162,000 円	2,660 円
⑰	第8区画第103号地	7.56 m ²	幅 2.10× 奥行 3.60	189,000 円	3,040 円
⑱	第9区画第63号地	6.48 m ²	幅 2.40× 奥行 2.70	162,000 円	2,660 円
⑲	第10区画第95号地	6.48 m ²	幅 2.40× 奥行 2.70	162,000 円	2,660 円
㉑	第11区画第1号地	4.00 m ²	幅 2.00× 奥行 2.00	100,000 円	1,520 円
㉒	第11区画第125号地	6.00 m ²	幅 2.00× 奥行 3.00	150,000 円	2,280 円
㉓	第12区画第55号地	6.00 m ²	幅 2.00× 奥行 3.00	150,000 円	2,280 円
㉔	第14区画第121号地	5.00 m ²	幅 2.00× 奥行 2.50	125,000 円	1,900 円
㉕	第15区画第92号地	5.00 m ²	幅 2.00× 奥行 2.50	125,000 円	1,900 円
㉖	第54区画第1号地	10.26 m ²	幅 2.70× 奥行 3.80	287,000 円	4,180 円

(1) 3墓地(永代)使用料は、面積に**1m²あたり 25,000円**をかけて算出します。

10m²を超える分は1 m²あたり37,000円をかけます。

平成20年度以降に造成した分は1m²あたり50,000円をかけます。

* 使用料は、使用許可をした日から15日以内に一括して納めていただきます。

* この**使用料は**、5年を経過したのちに墓地を返還されても**還付はいたしません**。

(2) 管理料は、面積に**1m²あたり 380円**をかけて算出します。（面積の端数は切り上げます。）

* 毎年4月1日現在で、宮津霊園に墓地をお持ちの方に、毎年8月に納めていただきます。

今回申込み、使用許可を受けられた方については、来年度（2025年度）から、お墓の有無に関わらず納めていただくこととなります。

3. 申込（申請）資格

- (1) 住民基本台帳法により**魚津市の住民票に記載されている方。**
- (2) 墓地の使用目的がお墓を建てるためのものであり、許可を受けた日から起算して**3年以内にお墓を建てることのできる方。**
- (3) 現在宮津霊園を使用している方は申し込めません。

4. 申込方法

今回募集している墓地のうちから、いずれか1つの区域を選び、**都市計画課業務公園係の窓口**にて申込みをしてください。

※ **必ず現地(周辺の様子)を見てから申し込んでください。**

5. 使用者の決定方法

市役所窓口にて申込順に受付し、決定します。

6. 制限事項等

- (1) 墓地の使用は、使用者1人について1区画とします。また、墳墓の設置は、1区画について1基とします。
- (2) 墓地にお墓を建てられるときやお墓を改修されるときは、「**着工届**」を提出していただき、市長の承認を受けていただく**必要があります。**
- (3) 建てられるお墓には**次のような制限**があります。
 - ① **お墓の高さ**は、前面通路面から**3.5メートルを超えてはならない。**
 - ② お墓は、台石背部を背割線に並行にし、**背割線と台石背部との間隔は20センチメートル以上とする。**
 - ③ 植栽は芝生、灌木の程度とし墳墓の高さを超えてはならない。
- (4) **墓地の使用権**は、相続人又は親族等で祖先の祭祀をつかさどる者が承継する場合を除き、**他人に譲渡し、又は転貸することはできません。**
不要になった際は、更地にし、市に返還していただくことになります。
- (5) 事情により、使用許可を受けた日から**3年以内**にお墓を建てるのが困難となった場合は**墓地を返還してください。**使用許可の日から**5年以内**の期間内に**返還届**を提出していただければ**既納の墓地使用料の半額をお返し**します。
- (6) 次の場合には、墓地の**使用許可を取り消される**ことがあります。
 - ① 許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき
 - ② 墓地の使用許可を受けた日から起算して3年以内にお墓を設置しなかったとき
 - ③ 偽りその他不正な手段により、使用許可を受けたとき
 - ④ 墓地使用料を納めないとき
 - ⑤ 墓地の使用権を譲渡し、又は転貸したとき
 - ⑥ 使用場所の施設の維持管理をしないで放置したとき
 - ⑦ その他、魚津市営霊園条例や規則に違反したとき

(7) 次の場合には、**墓地の使用権が消滅**します。

- ① 使用者が死亡し、相続人又は親族等で祖先の祭祀をつかさどる者がいないとき
- ② 使用者の所在が10年以上不明のとき

(8) お墓に納骨されるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を提出してください。

(9) **現在の状態でお渡し**しますので、造成は使用者で行ってください。

<問い合わせ・申込み先>

魚津市役所産業建設部都市計画課 業務公園係

〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目10番1号 電話:0765-23-1030